

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十四号

測量計画機関である富士見市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

富士見市

### 二 作業種類

公共測量（カラーデジタル撮影）

### 三 作業地域

富士見市全域

### 四 作業期間

平成二十七年七月二十八日から平成二十八年二月二十六日まで